（文例１）

従業員の賃金の引上げを検討している事業主の皆様へ。

「業務改善助成金」は、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆様にその設備投資等に要した費用の一部を助成するものです。設備投資には機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練を含みます。事業場内最低賃金の引上げを検討している場合は本助成金をご活用ください。詳細は厚生労働省のホームページをご覧いただく他、業務改善助成金コールセンター 0120‐366‐440(平日8:30－17:00)までお問い合わせください。本助成金の申請期限は令和7年10月10日（金）必着（jGrants申請は10月11日（土）まで）で、申請先は茨城労働局助成金事務センター（水戸市桜川2-5-7MシティビルⅢ１階：029₋246₋6371）です。なお、予算の範囲内で助成金の交付をするため、申請期限内に募集を終了する場合があります。

（文例２）

従業員の賃金引上げを検討中の事業主の皆様へ

「業務改善助成金」は、設備投資により生産性を向上させ、事業場内最低賃金の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。事業場内最低賃金の引上げに合わせて本助成金の活用をご検討ください。詳しくは、業務改善助成金コールセンター 0120‐366‐440(平日8:30－17:00)にお問い合わせください。

(文例３)

賃金引上げを検討中の事業主の皆様へ

【業務改善助成金】設備投資などにより生産性を向上させ事業場内最低賃金の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。事業場内最低賃金の引上げに合わせて本助成金の活用をぜひご検討ください。

【助成額】申請コースごとに定める引上げ額以上に事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します。申請コースごとに、賃金引上げ額、引き上げる労働者数により助成の上限額（30万円から最大で600万円）が定められています。

【活用事例】POSレジシステム導入による在庫管理の短縮、リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮、顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化、専門家のコンサルティングによる業務フロー見直しによる顧客回転率の向上などの他、人材育成・教育訓練も助成対象となります。

【問い合わせ先】業務改善助成金コールセンター0120‐366‐440(平日8:30－17:00)